

第1章 はじめに

1-1. 策定の背景・目的

(1) 背景

本市では、行政需要の拡大や市民ニーズの多様化等に対応するために、様々な公共施設を整備してきました。特に、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて集中的に整備されたため、多くの施設が老朽化しており、近い将来、一斉に大規模修繕や建替えの時期を迎えます。

一方、人口減少や少子高齢化が進行する中、利用者の減少や市民ニーズの変化も発生しており、限られた財源の中でどのように公共施設の更新等を進めるかが大きな課題となっています。

このような課題に対応するため、真岡市建築物耐震改修促進計画（平成21（2009）年度策定）や真岡市公営住宅等長寿命化計画（平成23（2011）年度策定）などを策定し、特定の公共施設について耐震化や長寿命化に取り組んできました。

また、道路や橋梁などのインフラを含めた全ての公共施設等の総合的な管理を推進するための基本方針として、平成29年3月に真岡市公共施設等総合管理計画（以下、「公共施設等総合管理計画」という。）を策定し、既存の計画と整合を図りつつ、全体的かつ長期的な視点で、公共施設等の効率的な維持管理や建替え、再配置等を計画的に進めるものとしています。

(2) 目的

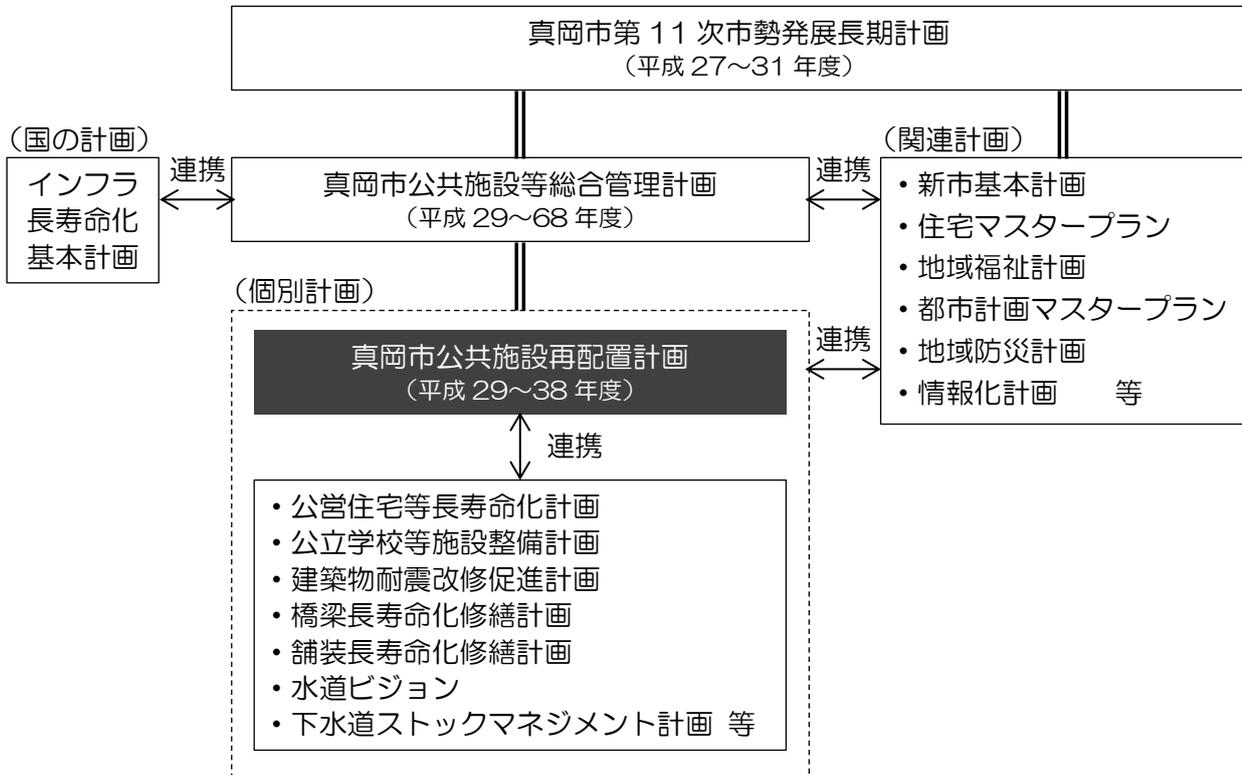
真岡市公共施設再配置計画（以下、「本計画」という。）は、公共施設等総合管理計画で定めた建築物系公共施設の基本目標及び実施方針を推進する実行計画として策定するものです。

市民アンケートや施設評価等を踏まえて、各施設の具体的な再配置方針を定め、効果的かつ効率的に質の高い公共サービスを提供することを目的とします。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、本市の市政運営の指針となる「真岡市第 11 次市勢発展長期計画」及び、本市の公共施設等の管理に関する基本方針である「真岡市公共施設等総合管理計画」を上位計画として、関連計画やその他の個別計画と整合を図りながら、建築物系公共施設の各施設について今後 10 年間のあり方を示すものです。

図 1 計画の位置付け



1-3. 計画期間

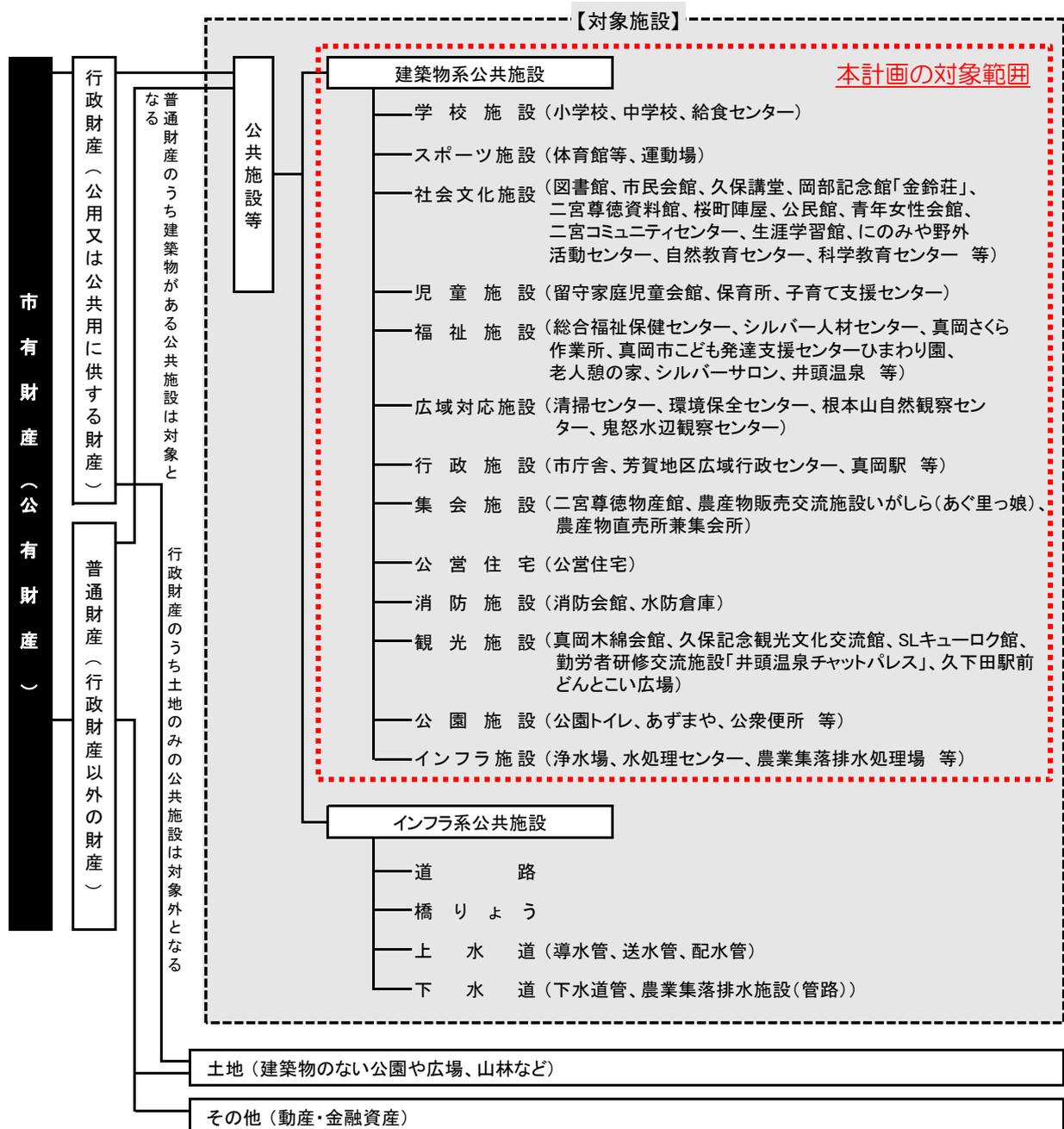
本計画の計画期間は、公共施設等総合管理計画の計画期間(平成 29(2017)年度~平成 68(2056)年度)の第 1 ステージに相当する平成 29 (2017) 年度~平成 38 (2026) 年度の 10 年間とします。

平成 29 年度 (2017 年度) ~ 平成 38 年度 (2026 年度)

1-4. 計画の対象範囲

本計画は、公共施設等総合管理計画の対象範囲のうち「建築物系公共施設」を対象とします。

図2 本計画の対象範囲



資料：真岡市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

表 1 施設類型別の対象施設数

施設類型		施設数	主な施設
大分類	中分類		
学校施設	小学校	18	小学校
	中学校	9	中学校
	給食センター	2	給食センター
スポーツ施設	体育館等	9	総合体育館、スポーツ交流館等
	運動公園・運動場	4	総合運動公園、二宮運動場等
社会文化施設	図書館・記念館・資料館等	8	図書館、市民会館、久保講堂等
	公民館・コミュニティセンター等	11	公民館、生涯学習館等
	教育センター	2	自然教育センター等
児童施設	児童館	3	留守家庭児童会館
	保育所	4	保育所
	子育て支援センター	2	子育て支援センター
福祉施設	福祉施設等	7	総合福祉保健センター等
	健康増進施設	1	真岡井頭温泉
広域対応施設 (環境施設)	広域対応施設等	2	清掃センター、環境保全センター
	自然観察センター	2	根本山自然観察センター等
行政施設	市庁舎	4	本庁舎等
	その他行政施設	14	芳賀地区広域行政センター等
集会施設	物産館・集会施設等	3	二宮尊徳物産館等
公営住宅	公営住宅等	8	公営住宅
消防施設	消防施設等	25	消防会館、水防倉庫等
観光施設	観光施設等	6	真岡木綿会館、SLキューロク館等
インフラ施設	排水処理場等	14	真岡市水処理センター等
	水道施設	10	浄水場、配水場等
公園施設	公園施設	109	公園トイレ、あずまや等
合計		277	

※平成 29 年 10 月現在